

ひろしま医療情報ネットワーク (福山市医師会 地域健康情報ネットワーク) 利用手順 (マニュアル)

【はじめに】

福山市医師会 地域健康情報ネットワーク (以下「ネットワーク」という) は、地域に発生する診療情報を患者さんの同意のもと複数の医療機関で共有することによって、各医療機関における検査、診断、治療内容、説明内容を正確に理解し、自施設の診療に反映させることで安全で高品質な医療を提供し、地域医療の質の向上を目指すものです。

【システム入会まで】

1. 参加の方法

福山市医師会地域医療連携課 (以下、「医師会連携課」とする) 宛に所定の様式で申請し、契約手続きが終了した後、運用講習会受講後に利用者 ID とパスワードが発行されます。

2. 必要な設備

インターネット環境とコンピューター端末が必要です。

コンピューター端末は Windows のみ対応で OS(オペレーションシステム)は WindowsXP、WindowsVista Windows7 が利用可能です。WindowsXP(64bite)、WindowsVista(64bite)、Mac は使用不可です。

なお、診療情報保護のためシステム内のウイルス感染を防止する必要がありますので、医師会が案内するウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新してください。

3. 使用料金

平成26年3月末までは無償とし、以降はシステムの安全な維持管理業務のために別途ご案内する利用料金を徴収します。

4. 運用講習会

利用申請が受理されたら利用方法、診療情報の安全な管理等の講習を受講後、修了時に医師会連携課より USB トークン、受講修了証、ID とパスワードを発行いたします。

【機器設置と運用】

1. 機器設置方法と動作試験

利用申請受理後貴施設へ医師会連携課から派遣するスタッフが、設置と動作試験に参ります。

2. 対象患者登録

(1)同意書の取得

福山市医師会健診センター窓口、市内参加医療機関窓口に備え付けの、『福山市医師会地域健康情報ネットワーク参加説明書』、『同意書』、『参加登録書』、『参加医療機関リスト』、を

取得してください。

(2) 同意の取得と登録

『福山市医師会地域健康情報ネットワーク参加説明書』を患者さんに説明の上、同意が得られたならば『同意書』に署名を頂き、1枚目は医師会連携課へ(医療機関で申し込まれた場合も同様)、控えは患者さんへお渡しいただき、患者さん自身で保管していただいでください、併せて『参加登録書』に必要事項の記入をいただき、必要があれば1部コピーを取ってください。

次に、『同意書』と『参加登録書』を一緒に医師会連携課に郵送もしくは持参してください。

(3) 『同意撤回届』の記載

『同意撤回届』を医師会連携課まで郵送もしくは持参してください。

(4) 患者さんにお渡しする書類

<患者さん自身で保管するもの>

『同意書』の控え、『同意撤回届』の控え。

(5) 登録完了のご連絡

医師会連携課より、登録終了後『HMカード』、『登録確認書』、『名寄せ結果確認書』を患者さんご自身へ郵送いたしますので、『HMカード』を受領した時点で利用可能となります。

※患者さんの確認・登録に時間がかかる場合があります。氏名、フリガナ、生年月日、性別、〒、住所、本籍は正確にご記入ください。

(6) 連携医療機関リストの報告

地域健康情報ネットワーク委員会より、連携施設の変更があった場合毎月月初めに連携医療機関リストを参加各施設へFAXします。

(7) 同意取得の注意点

<代理取得>

病状により本人からの同意取得が困難な場合に限り、2親等以内の親族もしくは親権者のみの代理取得を認めております。

3. 診療情報共有の撤回

対象患者さんが以後の診療情報共有を希望しない場合はその時点で『同意撤回届』を医師会連携課へ郵送もしくは持参されれば共有を中止することができます。

4. 診療情報閲覧・開示の範囲

地域健康情報ネットワーク委員会の中で決定いたします。

範囲の変更を希望される場合はネットワークメーリングリストの中で議題として提案してください。次回の地域健康情報ネットワーク委員会の中で検討いたします。

なお、緊急の場合はこの限りではありません。

5. システム障害時連絡方法と対処

システム障害情報は随時ネットワークメーリングリスト及びイントラネットグループウェアの中でご報告いたします。

診療所側で障害が発生した場合は『医師会連携課』にお問い合わせください。

『医師会連携課』より共有先医療施設と協議の上対応いたします。
ソフトウェア障害の場合は電話対応にて行いますが、機器障害と判断された場合、『医師会連携課』までお問い合わせ下さい。

【診療情報保護（個人情報保護）のための必須ルール】

診療情報は、政府の個人情報の取り扱いの中で、もっとも厳重に保護すべき情報の一つと認識されています。

診療情報の共有は適切な連携により、無駄のない高品質医療の提供に大いなる力を発揮しますが、その反面、多量の重大情報が容易で迅速に流失する危険性があることは、昨今の官民間わな顧客情報流失事件が証明しています。

ただし、これらの情報流失事件においては、外部からの不正アクセスやコンピューター上の不備、不具合を狙ったものではなく、利用者のモラル欠如による流失がほとんどであります。

今回のシステム上においては、情報流失を防止する可能な限りの仕組みを導入していますが、ヒトが利用する以上完全なものは存在しません。

システムを利用する上では、いままで以上に大切な個人情報を扱っている認識を常に新たにしておくことが必要です。

利用細則を守り、極めて安全に運用することによって登録する上での信頼も培っていきたいと思います。

1. 利用者の制限

利用者はID、パスワードを付与された者のみとし貸し借りは厳禁です。複数必要な場合は必要な人数分申請してください。

★すべてのアクセス内容はシステム上で記録されます。IDの管理を適正に行うことで不正アクセスの防止が可能です。

2. パスワードの更新

システムに登録されるパスワードは、あらかじめ定めた一定期間で医師会連携課が更新する。

3. ログアウトの徹底

閲覧が終了したらその場ですぐにログアウトしてください、30分間アクセスが無い場合はシステム側でログアウトしますので、再度ログインしてください。

※ログインしたままでは簡単に他人が閲覧可能となり、意図しない不正アクセスが発生します。

4. 診療情報再利用の禁止

表示されたデータを端末に保存することは禁止します。印刷しての利用も禁止です。デジタルカメラ

で画面を撮影して保存・印刷することも禁止です。

5. 不正利用時の対応

悪質な不正利用が確認された際には地域健康情報ネットワーク委員会にて協議の上、利用者権限を剥脱し、以後再登録はできません。